

# 資料 2

入間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行																																
<p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 非常勤職員が職務に従事し、又は会議に出席したときは、その費用を弁償する。_____</p> <p>_____ <u>ただし、市長が別に定めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により弁償する額は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">報酬</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職名</th> <th style="width: 15%;">区別</th> <th style="width: 40%;">金額</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">教育委員会の項～消防賞じゅつ金等審査委員会の項 略</td> </tr> <tr> <td>政策参与</td> <td>日額</td> <td>40,000円を超えない範囲内において 予算で定める額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">生活保護等嘱託医の項～その他の非常勤職員の項 略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	区別	金額	備考	教育委員会の項～消防賞じゅつ金等審査委員会の項 略				政策参与	日額	40,000円を超えない範囲内において 予算で定める額		生活保護等嘱託医の項～その他の非常勤職員の項 略				<p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 非常勤職員が職務に従事し、又は会議に出席したときは、その費用を弁償する。<u>その額は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">報酬</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職名</th> <th style="width: 15%;">区別</th> <th style="width: 40%;">金額</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">教育委員会の項～消防賞じゅつ金等審査委員会の項 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">生活保護等嘱託医の項～その他の非常勤職員の項 略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	区別	金額	備考	教育委員会の項～消防賞じゅつ金等審査委員会の項 略								生活保護等嘱託医の項～その他の非常勤職員の項 略			
職名	区別	金額	備考																														
教育委員会の項～消防賞じゅつ金等審査委員会の項 略																																	
政策参与	日額	40,000円を超えない範囲内において 予算で定める額																															
生活保護等嘱託医の項～その他の非常勤職員の項 略																																	
職名	区別	金額	備考																														
教育委員会の項～消防賞じゅつ金等審査委員会の項 略																																	
生活保護等嘱託医の項～その他の非常勤職員の項 略																																	